

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

2019年度予算（案）9,577百万円（8,421百万円）
平成30年度第2次補正予算（案）1,000百万円

背景・目的

- 全国に、未だに約1,200万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、**生活雑排水が未処理の状態。**
 - 廃棄物処理施設整備計画における2022年度目標では、①**浄化槽整備区域の普及として区域内の浄化槽人口普及率を70%、②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進として、区域内の合併処理浄化槽の基数割合を76%、③省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量として12万トンCO2**としている。
 - 浄化槽は①**下水道と同等の処理性能②設置コストが安い③地震に強い**などの特徴があり、今後のその役割は増大。公共インフラとしての公設浄化槽の更なる普及も求められている。
 - 新設が禁止されている**単独処理浄化槽が、未だ約400万基**残っており、合併処理槽への**早期転換が大きな課題。**
- ⇒浄化槽の整備推進を図り、**地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築**を目指す。

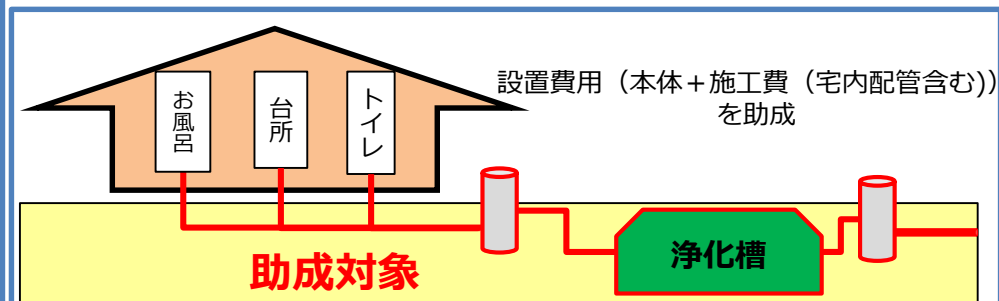
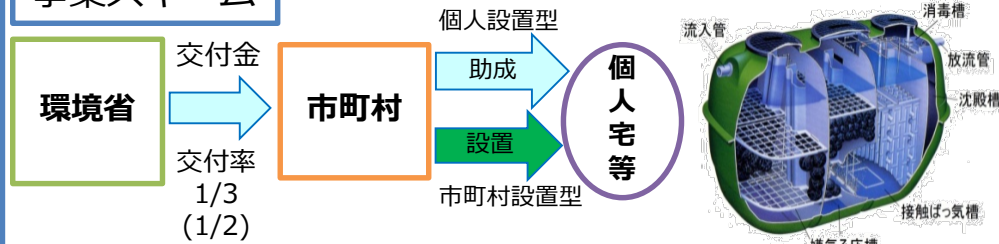
事業概要

- 浄化槽設置整備事業（個人設置型）（交付率1/3）
新・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成（上限額30万円）
改・環境配慮の性能・設置要件見直し（1/2）
- 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）（交付率1/3）
新・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成（上限額30万円）
新・浄化槽整備区域の共同浄化槽の設置及び管渠への助成（1/3,1/2）
改・環境配慮の性能・設置要件見直し（1/2）
改・公的施設・単独処理浄化槽集中転換事業の補助要件の緩和拡大（1/3,1/2）

期待される効果

- 汚水処理未普及が解消され、地域の水環境保全が図られるとともに、地域での快適な暮らしが確保され、**地方創生に大きく寄与**
- 浄化槽を活かした災害に強いまちづくりを推進、**国土強靱化に貢献**

事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型） 助成対象額（4割）

個人負担（6割）	2/3(1/2) 市町村	1/3(1/2) 国
----------	-----------------	---------------

【最大8割地方交付税措置（財政力指数に応じて変動）】

○浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

個人負担（1割）	17(12)/30 市町村負担	10(15)/30 国
----------	--------------------	----------------

国庫助成対象額（10割）【地方債元利償還金の49%は地方交付税】

背景

【平成30年度から5年間の「廃棄物処理施設整備計画」を策定】

- 単独転換の推進
 - ・特に老朽化した単独処理浄化槽を対象に宅内配管工事を含めた転換を推進
 - ・公共が所有する単独処理浄化槽も率先して転換推進
- 省エネ浄化槽整備の推進
 - ・先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入による省エネ化推進

新たな環境配慮型浄化槽の普及

総合的な推進が必要

単独浄化槽の転換促進
浄化槽を活かした防災まちづくり

事業目的・概要

- 以下の性能要件を満たす環境配慮型浄化槽を推進し、設置要件の単独転換促進施策と組み合わせる。〔国庫助成率 1 / 2〕

【性能要件】

新省エネ基準 (先進的環境配慮浄化槽は、2013年度の消費電力基準に対し26%削減。
また、高度処理型浄化槽においても省エネ基準を設定)

【設置要件】 ①又は②

① [個人設置]

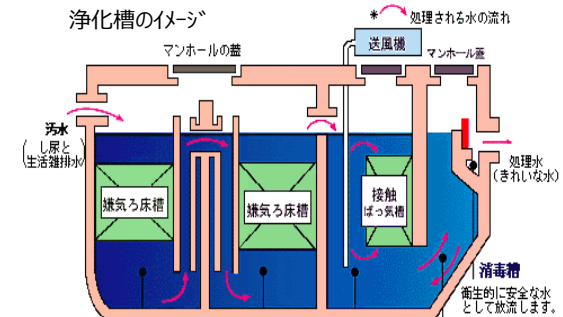
・地域計画の(年度毎)事業計画額のうち6割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であること。

② [市町村設置]

・地域計画の(年度毎)事業計画額のうち5割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であること。又は、事業計画額のうち3割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であり、併せて地域防災計画に位置づけられた施設に浄化槽も整備すること。(なお、共同浄化槽を設置する場合は、単独・くみ取り槽からの転換とみなして取り扱う。)

★新省エネ基準値 (旧基準値)
※高度処理型浄化槽の基準は除く

5人槽が 出力：39W以下(47W以下)
7人槽が 出力：55W以下(67W以下)
n(10)人槽以上が 出力：n×7.5W以下
((8.7n + 5W)以下)





事業概要

背景・目的

- 集合住宅等に設置されている大型浄化槽の処理工程上で使われている機械設備（ブロワ、水中ポンプ、スクリーン等）の省エネ化については、小型浄化槽と比べて比較的遅れている。
- 既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備を省エネ改修や、古い既設合併処理浄化槽を交換することで、浄化槽システム全体の低炭素化が大幅に図られると同時に、老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

事業概要

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の改修について、1/2を補助する。
- ② 平成12年以前に設置された建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽の交換については、構造や本体のコンパクト化からエネルギー効果の高いと見込まれる浄化槽について、1/2を補助する。

【拡充内容】

- ・新構造基準（平成12年度～）への拡充、60人槽以上への拡充

事業スキーム



期待される効果

- エネルギー起源二酸化炭素排出抑制（5万t-CO₂（2017年度削減見込）→ 12万t-CO₂へ（2022年度削減目標））
- 地域の低炭素・自立分散型生活排水処理システムの構築の促進